

平生町教育大綱

令和8年3月

平生町



平生町ではイタリアをテーマとした
まちづくりを推進しています

平生町民憲章

わたくしたち 平生町民は、ふるさとの美しい
自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづく
りを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち 平生町民は

- 1 自然を大切にし 環境をととのえ
美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り
健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心を持ち
温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた
豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て
伸びゆくまちをつくります

平生町教育大綱の策定にあたって

今日、わが国の教育を取り巻く環境は大きな変革期を迎えています。国においては第4期教育振興基本計画のもと、誰一人取り残されない学びの保障、ICTを活用した個別最適な学びの実現、いじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実など、多様化する教育課題への対応が進められています。山口県においても、教育振興基本計画に基づき、子どもたちが安心して学び成長できる環境整備と、地域の特色を生かした教育の推進に取り組んでいます。

こうした国や県の動向を踏まえ、本町では令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「平生町教育大綱」を策定いたしました。本大綱は、第五次平生町総合計画を勘案し、教育委員会との総合教育会議における協議を経て定められたものです。

本町がめざすのは、「高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、豊かな人間性を育み、ふるさと平生をこよなく愛して行動できる人づくり」です。この理念のもと、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成、質の高い教育環境づくり、まちぐるみの教育の推進、生涯を通じて学ぶ環境づくりの4つを教育振興の柱として、施策を総合的に推進してまいります。

変化の激しい時代において、子どもたちが自ら学び、考え、行動する力を身につけることは極めて重要です。教育委員会をはじめ、学校、家庭、地域の皆様と力を合わせ、子どもたちの笑顔と可能性が広がる教育の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和8年3月

平生町長 浅本 邦裕

目 次

第1章 大綱の策定について

- 1 大綱策定の背景と趣旨 . . . 1
- 2 位置づけ . . . 2

第2章 平生町が進める教育について

- 1 概念図 . . . 3
- 2 まちの将来像と基本理念 . . . 4
 - (1) 将来像 . . . 4
 - (2) 学校教育と社会教育によってめざす「基本理念」 . . . 4
- 3 4つの教育振興の柱と基本的な方針 . . . 5

参 考

- 1 第五次平生町総合計画（後期実行計画）
に見る教育に係る関連事項 . . . 8

第1章 大綱の策定について

1 大綱策定の背景と趣旨

「平生町教育大綱」では、町長が定める本町の教育の理念や目標、施策の基本的な方針を示しています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（以下、「地方教育行政法」という。）第1条の3の規定により、町長は、教育基本法（昭和22年法律第25号）第17条第1項の規定に基づき、政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本方針等を参酌した上で、その地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。この「平生町教育大綱」の策定にあたっては、地方教育行政法第1条の4第1項に定める、町長と教育委員会で構成する平生町総合教育会議において協議し策定しました。

本大綱に基づき、町長と教育委員会が連携を強化して、本町の教育行政を総合的に推進してまいります。

本大綱の対象期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため総合教育会議を設けるものとする。

1 教育を行うための諸条件の整備その他の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

2 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

○ 教育基本法（抜粋）
（教育振興基本計画）

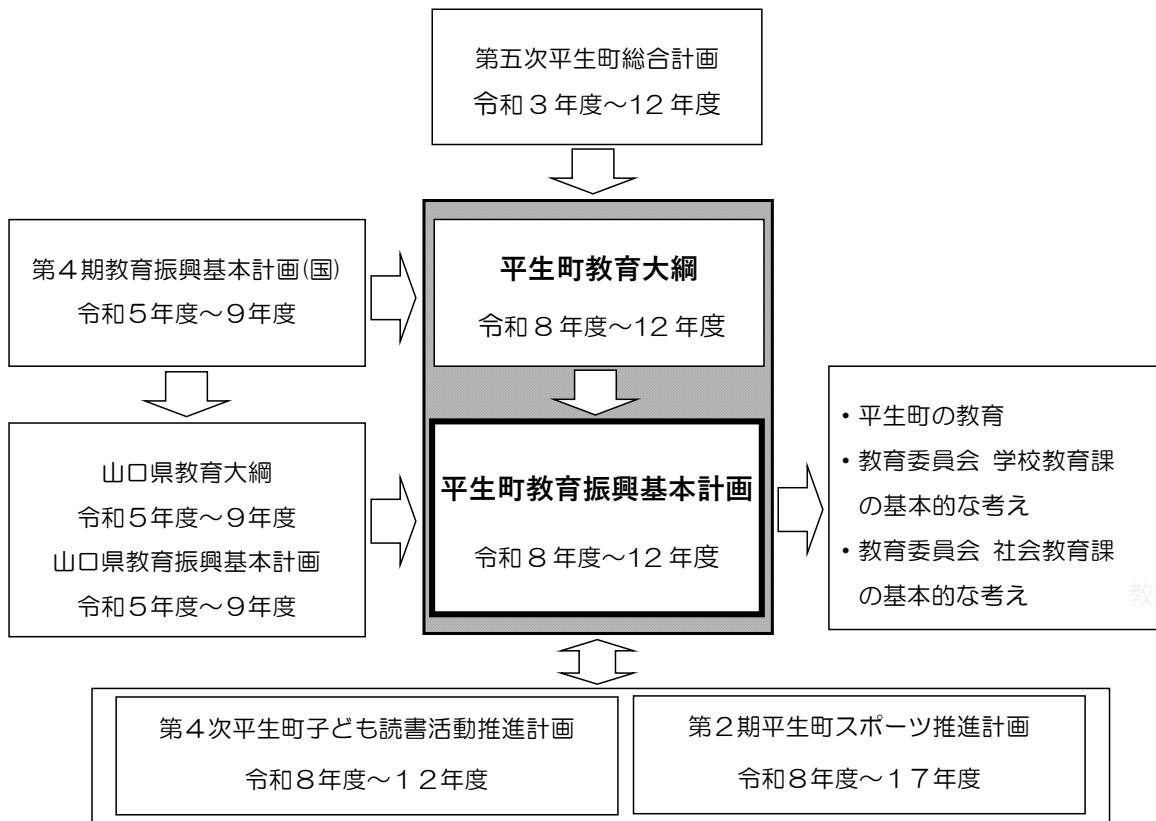
第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

2 位置づけ

本大綱は、国の第4期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、本町の最上位計画である第五次平生町総合計画を勘案し、本町教育の基本理念、基本目標等、進むべき施策の方向性を示します。また、「平生町教育振興基本計画」の中核をなすものです。

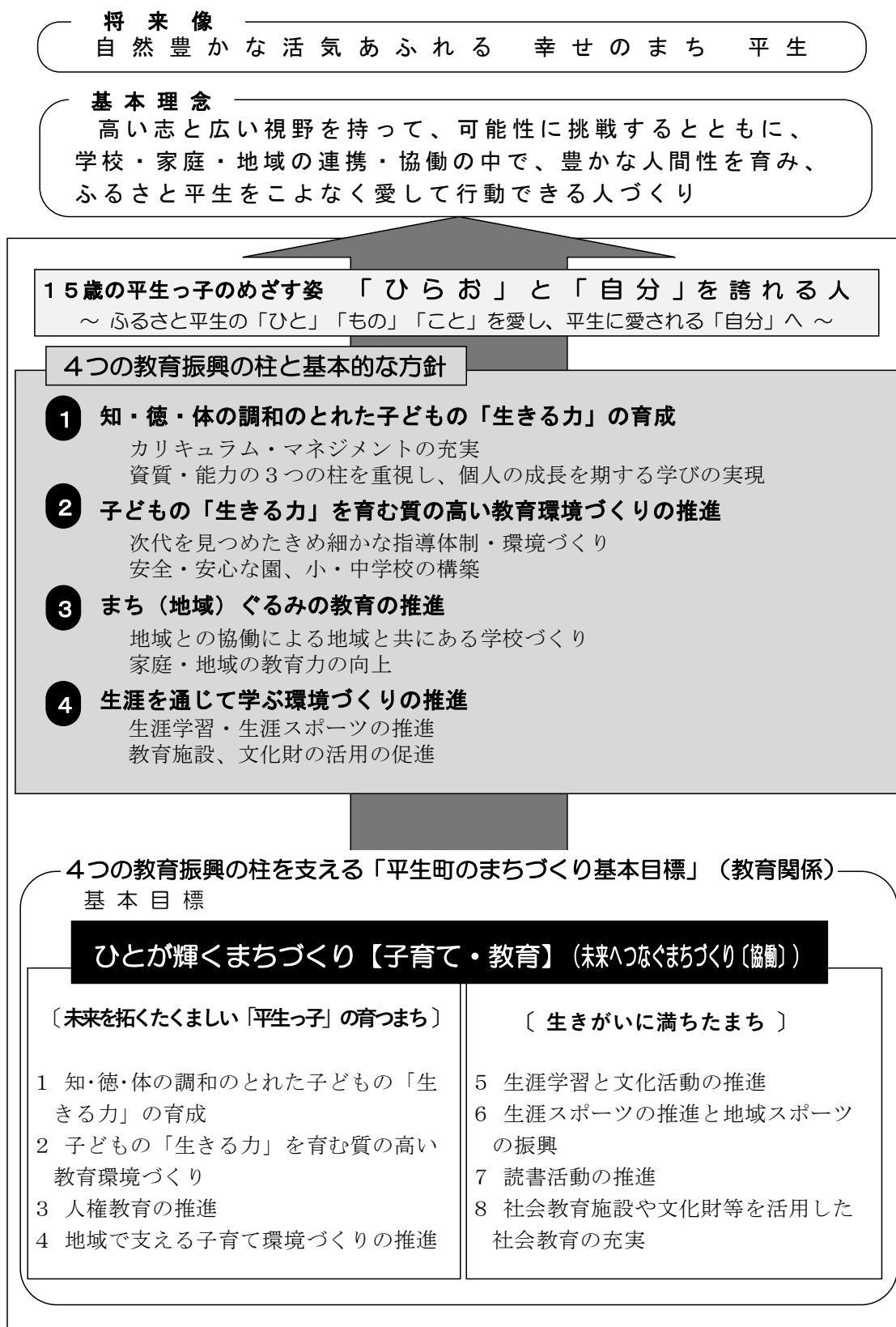
なお、「第五次平生町総合計画(令和3年度～12年度)」の改訂がないことから、この度の大綱の大幅な内容の変更はありません。



※ 社会等の変化の様子や国や県の上位計画の変更等により、途中一部改訂を行うことがあります。

第2章 平生町が進める教育について

1 概念図



2 まちの将来像と基本理念

(1) 将来像

自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

◇ 自然豊かな…

本町の強みである、豊かな「自然」を守り、自然災害に対応しながら、自然と共生していくまちの姿を表しています。

◇ 活気あふれる…

町内外の交流が活発で、働く場があり、さまざまな人が集まることで、にぎわいのあるまちの姿を表しています。

◇ 幸せのまち…

町民一人ひとりが、生涯にわたって活躍し、安心して快適に暮らす中で、幸せを実感できるまちの姿を表しています。

(2) 学校教育と社会教育によってめざす「基本理念」

まちの将来像「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」に向けて、「将来、平生(日本・世界)で暮らす人々の幸せや在り方をしっかりと考えることのできる(人々と共に考え実践できる)人材の育成」のために、次の「基本理念」の実現をめざします。

高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、豊かな人間性を育み、ふるさと平生をこよなく愛して行動できる人づくり

◇ 高い志と広い視野を持って、可能性に挑戦する人

大きく変化することが予想されるこれからの社会において、一人ひとりの願いや思いを志に高め、確かな学力を基盤とした広い視野を持って、希望を持ちつつ、未知なるものへ進んで挑戦する態度や困難を乗り越える態度、新しいものを取り入れようとする態度を身に付けている人を指します。

◇ 学校・家庭・地域の連携・協働の中で育まれた豊かな人間性を備えた人

様々な人々とのつながりや支え合いが求められるこれからの社会において、他者を思いやり、共感したり、感謝したりする心を有するとともに、学校という場を核とした様々な人々と協働する活動等を通して、自分に対する信頼を高め、主体的に行動する等、豊かな人間性や自主の精神に富んでいる人を指します。

◇ ふるさと平生をこよなく愛して行動できる人

少子高齢化や過疎化が進行している中であって、自分を育ててきたふるさとの自然や人、伝統、文化を大切にしたい気持ちを持ち続けるとともに、ふるさとや自分の住む地域のコミュニティづくり等、人とのつながりを広げ、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与している人を指します。

3 4つの教育振興の柱と基本的な方針

「①知・徳・体の調和のとれた子どもの『生きる力』の育成」「②子どもの『生きる力』を育む質の高い教育環境づくりの推進」「③まち（地域）ぐるみの教育の推進」「④生涯を通じて学ぶ環境づくりの推進」の4つの教育振興の柱と基本方針のもとに施策を体系化し、施策の確実な実施を通して、「教育理念」や「めざす姿」の実現をめざします。

① 知・徳・体の調和のとれた子どもの「生きる力」の育成

基本方針 1-1 カリキュラム・マネジメントの充実

基本方針 1-2 資質・能力の3つの柱*を重視し、個人の成長を期する学びの実現

学びの連続性を基盤に、幼保小中の一体的な連携と系統的カリキュラムを推進し、キャリア教育を通じて15歳の将来像を見通す「生きる力」を育成します。

学校・家庭・地域が協働し、人権を尊重する学校風土を確立し、発達段階に応じた体系的指導と教職員研修、相談体制の充実により、いじめの未然防止・早期対応を徹底します。

道徳教育、健康・食育の充実、運動習慣の定着により、豊かな心と健やかな身体を育み、生活リズムの改善と心のケアの強化に努めます。

カリキュラム・マネジメントとPDCAサイクルに基づく授業改善、ICT活用、学校・家庭・地域の連携等により主体的・対話的で深い学びと確かな学力を伸ばします。

英語によるコミュニケーション力の育成と、校種間連携による指導力向上に加え、芸術・伝統文化体験を通して、郷土の伝統を大切にしながらグローバルに活躍する力を育てます。

相談・支援体制と関係機関連携を強化し、不登校等への早期対応、自己肯定感を高める体験活動、情報モラルや情報リテラシーの教育により安全・安心な学びの場を実現します。

学校図書館・町立図書館と家庭が連携して継続的に読書活動を推進し、学びの基盤となる読解力や探究心を高めることにつなげる講座等を通して、読書文化を醸成します。

② 子どもの「生きる力」を育む質の高い教育環境づくりの推進

基本方針 2-1 次代を見つめたきめ細かな指導体制・環境づくり

基本方針 2-2 安全・安心な園、小・中学校の構築

子どもの生きる力を育むため、ICT基盤と支援体制を計画的に整備し、生成AI等を活用した授業改善や教員のICT活動の指導力の平準化を図ります。

補助教員・学校支援員の配置による学習・生活面できめ細かな支援体制を整えます。

勤務時間の適正把握と業務精選、統合型校務支援システムの運用、地域と連携

した役割分担により働き方改革を推進し、教育の質を高めます。

危機管理研修と「学校安全の3領域」に基づく体系的な安全教育を推進し、端末活用による訓練や、危険予測学習、地域安全マップの活用等により実践力を育成します。

交通安全では、自転車指導を強化し無事故をめざします。地域協育ネット等による見守りと情報共有を強化し、関係機関と連携した通学路の危険箇所の安全点検を行います。

施設一体型小中一貫教育校の開始までは、学校施設の長寿命化計画に基づいた予防保全を推進し、効率性を考慮した対策に努めます。

また、危機管理マニュアルや熱中症対策は必要に応じて見直します。学校給食施設等における衛生管理の充実に努めます。

3 まち（地域）ぐるみの教育の推進

基本方針 3-1 地域との協働による地域と共にある学校づくり

基本方針 3-2 家庭・地域の教育力の向上

地域との協働による特色ある学校づくりを軸に、学校運営協議会での熟議を重ね、学校・地域連携カリキュラムを評価・改善していきます。地域の集い・学びの場としての学校の機能を強化し、郷土愛と地域の担い手意識の醸成につなげ、地域と学校の好循環を進めます。

施設分離型小中一貫教育を計画的に推進するため、「15歳の平生っ子のめざす姿」の共有を図り、将来の施設一体型小中一貫教育への移行を見据え連続性のある学びを進めます。

家庭教育支援チーム「ひらおカンガルー応援隊」のアウトリーチ型家庭教育支援や相談支援、家庭教育アドバイザーの育成を重層的に展開し、持続可能な支援体制の定着を進めます。

4 生涯を通じて学ぶ環境づくりの推進

基本方針 4-1 生涯学習・生涯スポーツの推進

基本方針 4-2 教育施設、文化財の活用の促進

多様で開かれた学習機会を拡充し、県内団体や施設、大学、NPO等の公開講座等も活用して、社会教育施設・社会体育施設・地域交流センター等での講座やイベントを充実させ、その成果を、地域協育ネット等を通じてボランティア活動や子どもの学び支援へつなげます。広報ひらお・SNSでの情報発信に努め、社会教育団体の高齢化・後継者不足には、相談体制と協働支援を強化して対応します。

だれもが、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しめる環境づくりとして、子どもの体験機会拡充や休日部活動の地域展開、イベント・体験教室の充実、指導者やボランティアの育成に取り組み、施設予約のICT化を進めて利便性を高めます。

文化芸術と人権学習の機会を広げるため、文化団体の加入・連携の促進、鑑賞・体験機会の拡充、図書館の魅力向上を進めます。あわせて、平生町人権学習

講座や生涯学習まちづくり出前講座の事業所研修としての活用、人権コラム発信、学校での人権啓発行事への参加促進や、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

文化財の保護と活用により、学びと観光につながる地域資源の価値や魅力を広く発信し、文化振興、観光振興、地域活性化の好循環を図ります。文化財指定の有無を問わない調査・保存、関わる人材の養成、文化財マップや講座による郷土理解の深化、伝統行事の継承支援、観光資源化に努め、多言語化・デジタル保存についても調査・研究に取り組みます。また、社会教育施設の周辺環境整備や講座拡充にも努め、利用促進を図ります。

参 考

- 1 第五次平生町総合計画（後期実行計画）に見る教育に係る関連事項
（4つの教育振興の柱を支える「平生町のまちづくり基本目標と施策」）

基本目標
ひとが輝くまちづくり 【子育て・教育】 未来へつなぐまちづくり【協働】

「幸せのまち」を創るには、一人ひとりの個性を存分に生かしていくことが大切です。自分らしさを発揮し挑戦できる「まち」づくりにより、「ひとが輝くまち」をめざします。

そのためには、子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくりを図ります。また、学校・家庭・地域の連携・協働の中で、高い志と広い視野を持って可能性に挑戦するとともに、豊かな人間性を育み、ふるさと平生を愛して行動できる「ひとづくり」に取り組みます。

あわせて、人権の尊重や男女共同参画の意識を高めるとともに、地域活動に自律的に取り組むことのできる環境を整えることにより、一人ひとりの強みが生かされ、生涯にわたって活躍できる場づくりに取り組みます。

〔 ● 未来を拓くたくましい「平生っ子」の育つまち 〕

次代を担う子どもたちが「生きる力」を育み、明るく健やかに育つために、次の4点の施策に取り組むことを通して、未来を拓くたくましい「平生っ子」の育つまちづくりを進めます。

【施策1】 知・徳・体の調和のとれた子どもの「生きる力」の育成

学びの連続性を重視した未来を担う人材の育成
豊かな心と健やかな身体の育成
主体的・対話的で深い学びの実現
グローバルに活躍する力の育成
生徒指導上の諸課題への取組の充実

【施策2】 子どもの「生きる力」を育む質の高い教育環境づくり

学びを支える教育をめざす取組の充実
個のニーズに応じた教育の推進
学校における働き方改革の推進
学校安全の推進

【施策3】 人権教育の推進

地域における学習機会の充実
地域住民に対する啓発活動
相談体制の充実や支援
学校における学習環境づくり
教職員の人権に関する研修の充実

【施策4】 地域で支える子育て環境づくりの推進

地域協育ネットの推進
青少年健全育成の支援
地域と協働した特色ある学校づくりの推進
地域との連携強化
家庭教育支援の充実

〔 ● 生きがいに満ちたまち 〕

一人ひとりが、生涯を通じて生きがいを持ち、元気で心豊かに活躍することができるように、次の4点の施策に取り組むことを通して、**生きがいに満ちたまちづくり**を進めます。

【施策5】 生涯学習と文化活動の推進

社会教育団体・活動の育成支援
学習の成果を活かす活動の推進
文化芸術の鑑賞・学習機会の充実

【施策6】 生涯スポーツの推進と地域スポーツの振興

生涯スポーツの推進
スポーツ活動を支える人材の育成と活動支援
スポーツによるまちづくりの推進

【施策7】 読書活動の推進

学校における読書活動の推進
町立図書館や家庭と連携した子どもの読書活動の推進
町立図書館の利用促進

【施策8】 社会教育施設や文化財等を活用した社会教育の充実

文化財の保護と活用
伝統文化の継承
施設および環境の充実と有効利用